

令和8年度4月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和8年4月10日(金)
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 9名
 事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和8年度第1回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 亀山委員・ 2番 中曾委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第1号 水田の畑地転換届出の報告について】
加川議長	報告第1号、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第1号の1番の朗読 立証者は畑委員です。
加川議長	畑委員、この案件につきまして、何かありましたらお願いします。
畑委員	別にはありませんが、備考欄に書いてあるとおり、長年畑地として利用していて、田んぼとしてはちょっと水の出が悪いという事で、畑地に転換するという案件ですので、よろしく願いいたします。
加川議長	皆様の方から報告第1号1番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第1号1番、報告させていただきます。
	【報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】
加川議長	報告第2号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第2号の1番の朗読
加川議長	皆様の方から報告第2号1番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第2号1番、報告させていただきます。
	【報告第3号 農地の転用に関する届出書について】
加川議長	報告第3号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第3号の1番の朗読
加川議長	皆様の方から報告第3号1番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第3号1番、報告させていただきます。
	【報告第4号 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
加川議長	報告第4号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第4号の1～2番の朗読
加川議長	皆様の方から報告第4号1番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第4号1～2番、報告させていただきます。

5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第1号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。
事務局長	議案第1号1番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして、亀山委員説明をよろしくお願いたします。
亀山委員	この案件は2月の定例会でも出た案件です。その続きです。 写真を見てもらおうと、進入路の方を広くしたいという事で、後から申請者の方に筆分をきちんと整理して返すという事だそうです。 3月30日に、内田委員、仲田委員と事務局と申請者の方と私とで現地立会をいたしました。何ら問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いたします。
加川議長	いっしょに現地確認をされた方、何か補足説明はありますか。
内田委員他	特にありません。
加川議長	補足説明がないようですので、この案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
加川議長	特に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第1号の1番は承認されました。
加川議長	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。
事務局長	議案第2号1～2番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番と2番の案件を一括して審議したいと思います。 委員説明をよろしくお願いたします。
中曾委員	3月27日に、妹尾委員、船森委員、事務局と業者の代理人と私とで現地立会を行いました。 航空写真を見ていただくとわかりますが、周りは全て住宅地になっております。その中の1区画(1くぼ)、これを6つに分割して5個分が1番の譲受人の業者、あとの残り1個分を2番の譲受人の業者がやるという事です。 転用については問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。
加川議長	いっしょに現地確認をされた船森委員、何か補足説明はありますか。
船森委員	ありません。
加川議長	補足説明がないようですので、この案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
畑委員	県の常設審議委員会は、2,000㎡からですか。
事務局	県の常設審議委員会は、3,000㎡以上です。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

加川議長	全員賛成。議案第2号の1～2番は承認されました。
事務局長	議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議についてです。 今回の審議につきましては、加川会長の案件がありますので、こちらを先に審議いたします。 議案第3号-1 加川賢明氏の農用地利用集積等促進計画に関する案件、 資料番号23、24番朗読 議案第3号-2 その他の者による農用地利用集積等促進計画に関する案件、朗読 最初に、加川賢明氏の案件を審議したいと思います。
加川議長	議長を交代します。内藤職務代理よろしくお願いいたします。
内藤職務代理	議案第3号-1の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
内藤職務代理	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第3号-1の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
内藤職務代理	全員賛成、議案第3号-1は承認されました。議長を交代します。
事務局長	議案第3号-2、その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積等促進計画（案）に関する案件の審議をいたします。
加川議長	その他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。上記の番号以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第3号の2番は承認されました。
加川議長	議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてです。 農業委員会で決めて、令和8年4月末日までにホームページで公表するという事になっていますので、今回の議案で説明させていただきたいと思います。 18ページ目をご覧ください。 資料の朗読 I 農業委員会の状況（令和8年4月1日現在） 1 農業委員会の現在の体制 これにつきましては、任命委嘱年月日、任期満了年月日、農業委員の数、農地最適化推進委員の数、こちらは昨年と変更はありません。 2 農家・農地等の概要 こちらも、経営体数の方と農業者数のところは、直近の農林業センサスに基づいて記入することになっていますので、まだ今回は2020年度の農林業センサスに基づいた数字ですので、こちらも昨年度とは変更はありません。一番右の経営体数（経営体）と書いてあるところが、これが毎年担い手の数の調査というのがありますが、それを集計した数字となっています。認定農業者が41名、基本構想水準到達者、これは準認定農業者とか、過去に認定農業者だった方、また過去に新規認定就農者だった方、要は担い手の方の数字となりますが、これが35名、認定新規就農者が1名、農業参入法人が1名、集落営農組織が2名とい

うことになっています。一番下の耕地面積ですが、これも毎年国が公表していますが、耕地及び作付面積統計というのがあります、その数字となっています。合計が1,550ヘクタールということになっていて、按分した関係で田と畑の合計と合っていないが、公表された正式な数字ですので、こちらの数字を載せています。

続いて20ページをご覧ください。

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題について

管内の農地面積は、1,570ヘクタール、これまでの集積面積が令和7年度末で、619ヘクタールが担い手の方に集積されています。

去年は601ヘクタールでしたので、18ヘクタール増えているという事になります。

こちらの集積面積というのは、先ほどの表の経営体数の担い手の方が利用権設定をされている面積と、農協に確認いたしました農作業受託をされている面積の合計という事になります。それが619ヘクタールです。

集積率が、39.9%になります。去年は38.3%でしたので、1.6%増えたことになります。

課題の方は、『利用権設定による農地の流動化は年々増加している。しかし、担い手が限られるため、集積した農地が分散しており、作業の効率化が図られていない。』という事で、これも引き続き課題としてあげています。

② 目標

農地の集積の目標面積およびその隣の集積率というのは、これは町の基本構想に定めた数字となっています。令和10年度までに集積率を40%にするという目標になっています。現時点で39.9%になりましたので、今年度、令和8年度は新規集積面積を2ヘクタールという事にしています。そうすると最終的に今年度末の集積率が40.1%になるので、目標を上回るというような目標設定にしています。

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

これは昨年度、令和7年度に行ないました農地パトロール、農地利用状況調査の数字が入っています。現状のところですが、1号遊休農地面積、1号というのは『A判定』の面積ですが、これが12ヘクタールになりました。うち緑区分(A判定)の遊休農地面積が4ヘクタール、うち黄区分(AB判定)の遊休農地面積が8ヘクタールということになっています。課題は高齢化による後継者不足、イノシシ等の鳥獣被害により作付けが困難な農地が増加している、ということで引き続き課題としています。

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分(A判定)の遊休農地の解消ということですが、これは書き方が定められていて、令和3年度の緑区分(A判定)の遊休農地面積を

あげるという事になっていますので、11ヘクタールでした。解消目標面積は、上記の5分の1の面積を入れると決まっていますので、2ヘクタールとしています。

b 黄区分の遊休農地の解消ということですが、これも令和3年度の農地パトロールにおける利用状況調査のA判定の遊休農地の面積を入れることになっていますので、5.7ヘクタールでした。

これを解消するための工程表の策定方針ということで、これも昨年に引き続き、遊休農地となっている農地の継続調査及び指導を行う。実施方法については、全農地に対し農地利用状況調査を行ない、遊休農地を把握する。ということで引き続き記載しています。

イ 新規発生遊休農地の解消

これも前年度に新規発生した緑区分（A判定）の遊休農地の解消目標面積ということで、令和7年度の農地パトロールの結果、新規でA判定になった農地の面積を上げています。これが0.2ヘクタールという事で、これを解消の目標面積としています。

(3) 新規参入の促進

① 現状及び課題

現状の方は令和5年度・令和6年度・令和7年度の新規参入された経営体の数と面積を載せています。今年度令和7年度のところを追加で書いていますが、3経営体ということで、0.8ヘクタールということになりました。ここは今まで農地を持っておられなかったり、まったく利用権設定をされていなかった方が、新規で農地を取得されたり、利用権設定をされた面積ということであげております。

3経営体ですが、3条申請で1件、I集落のTさんの娘のHさんが3条申請で農地を取得されています。あと利用権設定で1件、T集落にあるS産業がその隣の農地を今年度は耕作するという事で利用権設定をされました。あと同じく利用権設定で1件、S集落のOさんという方が中曾委員に大変お世話になりましたが、Oさんが農業をしてみたいということで中曾委員に仲介していただいて農地を1件利用権設定して借りられました。これで3経営体という事になっています。

課題ですが、新規参入希望者が少ないながら意欲的な者について、相談体制を強化するという事で引き続き記載しています。

② 目標

権利移動面積という事で、これも決められていますが、今回は令和3年度から令和5年度までに農地の権利移動があった面積、3条申請・利用権設定をされた面積を上げています。こちらの3年間平均が96ヘクタールとなっています。

『新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積』というのは、96ヘクタールの1割以上という事になっていますので、9.6ヘクタールということで記載しています。

2 最適化活動の活動目標短

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

これも例年どおり月7日ということで、変わらず設定しています。

	<p>(2) 活動強化月間の設定目標 これも昨年同様で、11月・1月・2月を利用権設定の強化月間という事にさせていただきます。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加目標 これも昨年度に引き続き、加川会長が就農報告相談会・現地確認会等に出席されますので、その際に新規就農者の方々の相談を受けるという事で、こちらも4回という事で記載しています。</p> <p>説明は、以上です。</p>
加川議長	今の説明につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
野坂委員	経営体というのと農家というのは別物ですか。 前のページには、農家数と経営体数というのが書いてあって、新規参入というところは今話されたのは個人の農家の話も出ていたと思いますが。
事務局	21ページの新規参入というのは、令和7年度に今まで農地を持っていなかったり、農地をまったく借りていなかった方が、令和7年度に初めて所有されたり、借りられた方の個人の方の件数を上げています。
野坂委員	ではこの経営体というのは個人のことでですか。
事務局	個人の場合や法人の場合もあります。令和7年度は個人だけですが、法人も『1』という事で計上します。
野坂委員	法人と個人を合わせた数をそれぞれ経営体として、『1』として上げてあるわけですね。
事務局	そうです。
野坂委員	わかりました。19ページ2番のところは、また違う農家数と経営体数ですか。
事務局	これは『農林業センサス』に計上されている、伯耆町の個人・法人を合わせた総農家数の数です。
野坂委員	それが農家数という事ですか。経営体数というのは何になりますか。
事務局	農林業センサスにおける『経営体数』とは、農産物の生産や受託作業を行なう一定規模以上の事業所で、畑委員が言われたように、販売目的での経営耕地30アール以上・販売額50万円以上等の基準をクリアした農家という事です。 ですから農家と経営体とはそこが違います。ですから販売農家で一定規模以上が『経営体』という事になりますので、よろしくをお願いします。
加川議長	わかりました。
加川議長	皆様その他に何かご質問等ありますか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第4号は、承認されました。 これで今年度は行きたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、皆様方の方から何かありましたらお願いします。

加川議長	ないようですので、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長	産業課の方から令和8年度の1年間の事業の件です。遮熱対策という事で、冷却ファンが付いたベスト等の購入費用として、事業費上限2万円で1万円の半額補助を5月上旬頃からご案内をさせていただくようにしています。 25日の区長便で配布される今回の広報誌に載せていますので、また内容をご確認下さい。近くの農業者の方からご質問があれば、また対応をお願いいたします。 基本的には規模要件がありますので、家庭菜園等規模の方にはご遠慮いただいて、水稻でしたら30アール以上、畑でしたら何の品目がいくら以上の販売額というのを設定しています。ある程度作った作物で収入を得られる方が該当です。 法人は枠を広げていますので、よろしくをお願いいたします。
畑委員	補助上限は、1万円ですか。
事務局長	補助上限は1万円です。購入金額が2万円以上なら補助金額が1万円です。
畑委員	結構高い製品でないと、バッテリーが弱くて長持ちしません。
事務局長	そういうことで補助上限金額を1万円にしました。
加川議長	何着購入してもいいですか。
事務局長	一人1着までです。
野坂委員	家族がいても1着までですか。
事務局長	認定農業者と準認定農業者は1農家につき3着まで、法人は5着までの設定にしています。
野坂委員	その情報はどこに書いてありますか。
事務局長	今月発行される広報誌の5月号に簡単に載せる予定です。その後詳しいことはホームページに載せる予定です。
事務局長	申請は領収書を添付するだけなので簡単です。
事務局長	今年度4月1日以降の購入に限られます。
加川議長	そういうことですので、皆様対象になれる方はそれを購入して対策を取って下さい。今年も暑くなると思いますので、そういう物を着用して農作業をしていただきますようよろしくお願いいたします。
加川議長	皆様方からその他に何かご質問ありますか。
亀山委員	来月の定例会の前か後に、7月号の広報誌に載せる全員の集合写真を撮影したいと思いますので、男性の方はネクタイと上着とバッジ着用、女性の方はバッジ着用でお願いします。
加川議長	よろしいでしょうか。広報誌に載せますので、バッジを忘れないようよろしくお願いいたします。
加川議長	皆様方からその他に何かご質問ありますか。
加川議長	ないようですので、次回の定例会は、5月13日水曜日、午前9時30分から本庁舎3階3階大会議室で行いたいと思います。
加川議長	以上をもちまして、第1回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時10分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 亀山 英登

2番 中曾 初好